特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名	
12	後期高齢者医療保険料徴収事務	基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鹿沼市は、後期高齢者医療保険料徴収事務について、特定個人情報ファイルを取り扱う際に生じる個人のプライバシー等の権利利益に影響を与え得る特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを認識し、このようなリスクを軽減するための適切な措置を講じた上で、個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

栃木県鹿沼市長

公表日

令和7年6月27日

[令和6年10月 様式2]

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ① 事務の名称							
高齢者の医康の確保に関する法律等の規定に削り下記の事務を行う。 () 保険料の機収方法及び特別等の決定 (2) (受験料の機収方法及び特別等の決定 (3) (公職) (公職) (公職) (公職) (公職) (公職) (公職) (公職	1. 特定個人情報ファイルを	を取り扱う事務					
②事務の概要 ①保険料目の第2面20日の月ま設定 ②保険料目の第2面20日の月ま設定 ③ と保険料1回数で高速料金の退付 ③システムの名称 後期高齢者医療システム 特別徴収に優も高齢料金の退付 後期高齢者医療がステム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 2. 特定個人情報ファイルを提別高齢者服務の名情報ファイル 後期高齢者医療広域連合電算処理システム 後期高齢剤機収別象者情報ファイル 投別高齢剤制御収別象者情報ファイル 現名情報ファイル 第2条第1項 別表の88の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める予算を変更の命令 1 字版を変更の命令 1 字成を変更の命令 1 り実施の書号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める平分報を変更の命令 1 字を変更の命令 1 り実施の書号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める平分を変更の命令 1 字を変更の命令 1 り実施の書の書を支援を変更の命令 1 り実施しない 3 未定 ①実施の有無 [実施しない] 2 実施しない 3 未定 ②法令上の根拠 5. 評価実施機関 で済金との命令 2 2 実施しない 3 未定 ②済金上の根拠 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報のアイルの取扱いに関する間合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	①事務の名称	後期高齢者医療保険料徴収事務					
 ②システムの名称	②事務の概要	①保険料の徴収方法及び納期等の決定 ②保険料に関する通知書の引き渡し ③保険料の減免に関する申請書の受付及び通知書の引き渡	①保険料の徴収方法及び納期等の決定 ②保険料に関する通知書の引き渡し ③保険料の減免に関する申請書の受付及び通知書の引き渡し				
後期高齢前宛名情報ファイル 後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 宛名情報ファイル 宛名情報ファイル 元	③システムの名称	特別徴収管理システム 統合宛名システム					
後期高齢特別徴収対象者情報ファイル 3. 個人番号の利用 【行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律】 第9条第1項 別表の85の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務名令で定める 事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	2. 特定個人情報ファイル	名					
「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める	後期高齢特別徴収対象者情報	プ ファイル					
法令上の根拠 第9条第1項 第3表の85の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 <選択肢> ①実施の有無 [実施しない] 2)実施しない。3)未定 ②法令上の根拠 1)実施する20実施しない。3)未定 ②法令上の根拠 行政経営部税務課 ②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	3. 個人番号の利用						
①実施の有無 【 実施しない 】 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 行政経営部税務課 ②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	法令上の根拠	第9条第1項 別表の85の項 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用	 1等に関する法律別表の主務省令で定める				
①実施の有無 [実施しない] 1) 実施しない 3) 未定 ②法令上の根拠 5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 行政経営部税務課 ②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 [] 適用した	4. 情報提供ネットワークシ	ノステムによる情報連携					
5. 評価実施機関における担当部署 ①部署 行政経営部税務課 ②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	①実施の有無	1) 実 [実施しない] 2) 実	施する 施しない				
① 前署 行政経営部税務課 ② 所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117	②法令上の根拠						
②所属長の役職名 税務課長 6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	5. 評価実施機関における	担当部署					
6. 他の評価実施機関 7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	①部署	行政経営部税務課					
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求 請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	②所属長の役職名	税務課長					
請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	6. 他の評価実施機関						
請求先 総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した							
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	7. 特定個人情報の開示・	訂正・利用停止請求					
連絡先 行政経営部税務課税制係 0289-63-2117 9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	請求先	総合政策部総合政策課総務係 0289-63-2138					
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ						
	連絡先						
	9. 規則第9条第2項の適用	H	[]適用した				
<mark>適用した理由 </mark>	適用した理由						

Ⅱ しきい値判断項目

1. 対象人	1. 対象人数						
評価対象の事務の対象人数は何人か		[1万人以上10万人未沛	请]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上		
	いつ時点の計数か	令和	17年6月5日 時点				
2. 取扱者	数						
特定個人情報	報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1)500人以上 2)500人未満		
	いつ時点の計数か	令和	17年6月5日 時点				
3. 重大事	3. 重大事故						
	Rに、評価実施機関において特定個人 重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし		

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果	
	基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類							
	項目評価書] 施機関については、それぞれ	重点項目評価	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び 3) 基礎項目評価書及び含	全項目評価書			
311 CV 3.							
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシス	テムを通じた。	入手を除く。)				
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている				
3. 特定個人情報の使用							
目的を超えた紐付け、事務に 必要のない情報との紐付けが 行われるリスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
4. 特定個人情報ファイルの	の取扱いの委託		[]]委託しない			
委託先における不正な使用 等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
5. 特定個人情報の提供・移転	云(委託や情報提供ネットワ−	ークシステムを道	重じた提供を除く。) []提供・移転しない			
不正な提供・移転が行われる リスクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
6. 情報提供ネットワークシ	ステムとの接続		[]接続しない(入手) []接続しない(提供)			
目的外の入手が行われるリ スクへの対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				
不正な提供が行われるリスク への対策は十分か	[十分である	1	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている				

7. 特定個人情報の保管・消去					
特定個人情報の漏えい・滅 失・毀損リスクへの対策は十 分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業				[O]人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスク への対策は十分か	[]	<選択肢> 1)特に力を入れている 2)十分である 3)課題が残されている	
判断の根拠					

9. 監査	
実施の有無	[O] 自己点検 [O] 内部監査 [] 外部監査
10. 従業者に対する教育・	· <mark>啓発</mark>
従業者に対する教育・啓発	<選択肢>
11. 最も優先度が高いと考	きえられる対策 []全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられ る対策	[3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策] <選択肢> 1)目的外の入手が行われるリスクへの対策 2)目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3)権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4)委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5)不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6)情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7)情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8)特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9)従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<選択肢> (選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	事務取扱者及び担当業務を定め、ユーザ認証の管理とアクセス権限の管理を行っていること。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年7月28日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	番号法第9条第1項、別表第一 第59項	「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第59項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	番号法第19条7号、別表第二の82,の項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第19条7号、別表第二の82,の項	事後	
平成29年7月28日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	税務課長 藤野元宏	税務課長 小林和弘	事後	
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成26年11月21日 時点	平成29年6月16日 時点	事後	
平成29年7月28日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成26年11月21日 時点	平成29年6月16日 時点	事後	
平成31年3月22日		高齢者の医療の確保に関する法律等の規定に 則り保険料の賦課を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用す る。 ①保険料賦課の算定に必要な要件の情報照会	①保険料の徴収方法及び納期等の決定 ②保険料に関する通知書の引き渡し ③保険料の減免に関する申請書の受付及び通	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ③システムの名称	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 中間サーバー・ソフトウェア	後期高齢者医療システム 特別徴収管理システム 統合宛名システム 後期高齢者医療広域連合電算処理システム	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 3. 個人番号の 利用	「行政手続における特定の個人を識別するため の番号の利用等に関する法律」 第9条第1項、別表第一 第59項	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表第一の59の項「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月22日	I 関連情報 4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ①実施の有無	実施する	実施しない	事後	
平成31年3月22日	トワークシステムによる情報連	「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」 第19条7号、別表第二の82,の項	削除	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ①部署	財務部税務課税制係	財務部税務課	事後	
平成31年3月22日	I 関連情報 5.評価実施機関 における担当部署 ②所属長	税務課長 小林和弘	税務課長	事後	
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 1.対象 人数 いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅱしきい値判断項目 2.取扱 者数 いつ時点の計数か	平成29年6月16日 時点	平成31年1月22日 時点	事後	
平成31年3月22日	Ⅳリスク対策	なし	新規記入	事後	
	Ⅰ 関連情報 フ・特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部総務課総務係 0289-63-2138	総務部総合政策課総務係 0289-63-2138	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 1対象人 数いつの時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和2年7月30日	Ⅱしきい値判断項目 2取扱者 数いつ時点の計数か	平成31年1月22日 時点	令和2年7月30日 時点	事後	
令和3年10月20日	I 関連情報 5. 評価実施機関における担 当部署	財務部税務課	行政経営部税務課	事後	
令和3年10月20日	I 関連情報 7. 特定個人情報の開示・訂 正・利用停止請求	総務部総合政策課総務係	総合政策部総合政策課総務係	事後	
令和3年10月20日	I 関連情報 8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	財務部税務課税制係	行政経営部税務課税制係	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和2年7月30日 時点	令和3年9月30日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 1. 対象人数 いつの時点の計数か	令和3年9月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月30日 時点	令和5年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	I 関連情報 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表第一の59の項・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条	・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」第9条第1項 別表の85の項・「行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令」(平成26年内閣府、総務省令第5号)第46条	事後	
令和6年11月25日	Ⅱ しきい値判断項目 1.対象人数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
	II しきい値判断項目 2. 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年11月1日 時点	令和6年11月1日 時点	事後	
令和6年11月25日	IV リスク対策 11. 最も優先度が高いと 考える対策	_	3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 十分である 事務取扱者及び担当業務を定め、ユーザ 認証の管理とアクセス権限の管理を行っていること。	事後	